2.7.3　標準規定

公的機関は、旅客名簿について次のデータ以外のデータを要求してはならない。

船舶の名称及び国際海事機関船舶識別番号
呼出符号
船舶の旗国
航海番号
姓
名
国籍
生年月日
出生地
性別
身分証明書又は旅行証明書の種類
身分証明書又は旅行証明書の一連番号
身分証明書又は旅行証明書を発給した国
身分証明書又は旅行証明書の有効期間の満了の日
乗船港
適当な場合には査証番号
下船港
船舶の到着港及び到着日又は出発港及び出発日
通過旅客か否か

2.7.4　勧告規定

船舶所有者が自己の使用のために作成した名簿は、少なくとも標準規定2.7.3に従って要求される情報を含み、及び標準規定2.7.5に従って日付が付され、かつ、署名され、又は認証されていることを条件として、旅客名簿に代えて受理されるべきである。

2.7.5　標準規定

公的機関は、旅客名簿が、船長、船舶の代理人若しくは船長から正当に委任を受けた他の者によって日付を付され、かつ、署名されること又は関係する公的機関が認める方法によって認証されることを認める。

2.8　標準規定

危険物積荷目録は、危険物に関する情報を公的機関に提供する基本的な書類とする。

2.8.1　標準規定

公的機関は、危険物積荷目録について次の情報以外の情報を要求してはならない。

船舶の名称
国際海事機関船舶識別番号
呼出符号
航海番号
船舶の旗国
船積港
積卸港
積付位置
参照番号
記号及び番号
貨物コンテナー識別番号
車両登録番号
国際連合番号
正規の品名（技術仕様を含む。）
等級（副次的な危険を含む。）
容器等級
追加の情報（海洋汚染物質又は引火点等）
こん包の数及び種類
質量（キログラム）又は容積（リットル）
危険物を輸送する船舶のための緊急時における対応のための手続（ＥｍＳ）
船舶会社代理人

2.9　標準規定

公的機関は、万国郵便条約に規定する申告が実際に提示されている場合には、船舶の到着又は出発の際に当該申告以外の郵便物に関する書面による申告を要求してはならない。当該申告が提示されていない場合には、郵便物の数量及び重量について貨物申告書に記載しなくてはならない。

2.10　標準規定

検疫明告書は、船舶の航海中及び港への到着の際の船舶内の衛生状態に関して港の衛生当局が要求するデータを含む基本的な書類とする。

C　到着の際の書類

2.11　標準規定

公的機関は、標準規定1.3の三に定める移行期間が満了するまでは、船舶の港への到着に関し、各書類について次の部数を超える部数を要求してはならない。

一般申告書　五部
貨物申告書　四部
船用品申告書　四部
乗組員携帯品申告書　二部
乗組員名簿　四部
旅客名簿　四部
危険物積荷目録　一部
検疫明告書　一部
ＳＯＬＡＳ条約附属書第十一―二章第九規則2.2の規定に基づいて要求される安全に関する情報
一部
港湾の受入施設への廃棄物の引渡しに関する事前通報の様式（機関に通報する場合）　一部
移行期間が満了した後は、不可抗力により電子送信の手段を利用することができない場合を除くほか、書面の写しを要求してはならない。